

諮 問

鳥取県海区漁業調整委員会

海面漁業権の免許の内容等について別紙のとおり漁場計画（案）を策定しましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により諮問します。

平成28年8月10日

鳥取県知事

平 井 伸 治



鳥取県海面漁場計画（案）

平成28年8月
鳥 取 県

公示番号 海区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市青谷町長和瀬地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第34号 長和瀬漁港東防波堤灯台

(ア) 基点第34号から209度(真方位)116メートルの点

(イ) 基点第34号から202度(真方位)118メートルの点

(ウ) 基点第34号から207度(真方位)167メートルの点

(エ) 基点第34号から212度(真方位)165メートルの点

(2) 免許予定日 平成28年10月28日

(3) 申請期間 平成28年9月22日から10月7日まで

(4) 地元地区 鳥取市青谷町

(5) 制限又は条件

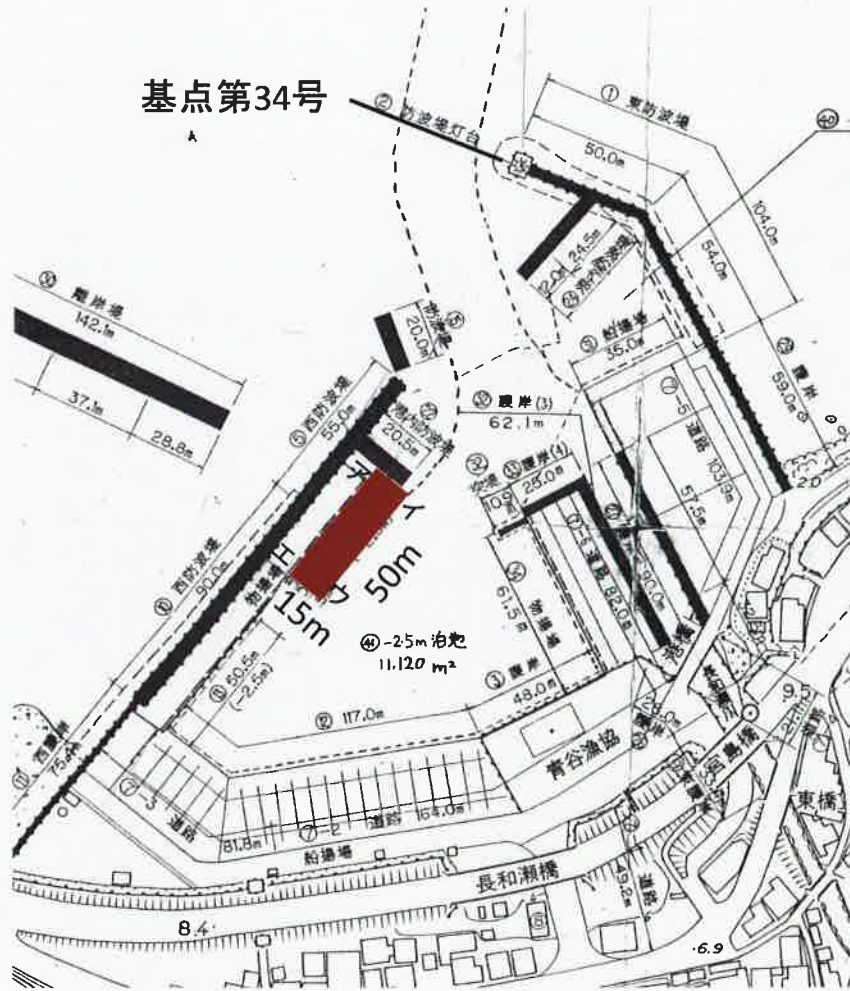
ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成28年11月1日から平成30年8月31日まで

海区第16号(長和瀬漁港)

基点第34号



2 公示番号 海区第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市福部町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第35号 岩戸漁港北防波堤灯台

(ア) 基点第35号から119度(真方位)110メートルの点

(イ) 基点第35号から102度(真方位)110メートルの点

(ウ) 基点第35号から112度(真方位)215メートルの点

(エ) 基点第35号から123度(真方位)182メートルの点

(2) 免許予定日 平成28年10月28日

(3) 申請期間 平成28年9月22日から10月7日まで

(4) 地元地区 鳥取市福部町

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成28年11月1日から平成30年8月31日まで

